

令和4年3月8日

学校法人高澤学園 すいどーばた美術学院
理事長 笹岡敏明 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田悦子



申入書

本協会は、内閣総理大臣から許可された公益社団法人であり、会員の多くが全国各地の消費生活センターで相談員を務める消費者問題の専門家で構成している団体です。また平成19年11月には、内閣総理大臣から、消費者契約法に基づき差止請求権を行使することができる「適格消費者団体」の認定を受けております。

本協会では、「週末電話相談」「電話相談110番」等により消費者被害の情報収集を実施しており、その中で貴法人の運営する「すいどーばた美術学院」について、情報が寄せられました。

本協会において「すいどーばた美術学院」の「学生募集要項」の条項につき検討したところ、消費者契約法9条1項により無効となる条項の使用があると認められました。

そこで、本協会は適格消費者団体として、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、後記「申入事項」のとおり、貴法人に対して当該条項の使用の停止を申し入れます。

つきましては、令和4年4月10日までに、本申入れに対する回答を書面にて下記本協会までご送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書並びに貴法人からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

(本件連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5
グランドメゾン日本橋堀留101
公益社団法人全国消費生活相談員協会
消費者団体訴訟室
TEL：03-5614-0543
FAX：03-5614-0743

<申入れの趣旨>

貴法人が運営する、すいどーばた美術学院で使用している「学生募集要項」に記載している以下の条項の使用の停止を求めます。

学生募集要項「学費の返金について」のうち、下線部分
(本条項引用部分の下線は、本協会が付したものです。)

学費の返金について

●学費の返金

一度納入した学費の返金はいたしません。また、移籍（転科）による差額の返金はできません。 予めご了承ください。

ただし、定員締切により、入学ができなかった場合のみ入学金・学費の全額を返金いたします。

●学費返金制度

以下の場合に入学金を除く授業料の返金をいたします。

- ・2022年3月31日（木）までに入学辞退を申し出た場合。
- ・入学手続き後、2022年度入試において大学・短大等に合格し、2022年4月末日までに大学・短大等の「学費受領書」、「学生証の写し」、「在学証明書」のいずれかを提出した場合。

<申入れの理由>

1 本件契約の法的性質

貴法人が運営する、すいどーばた美術学院（以下「貴学院」といいます）と学生との間の契約（以下「本件契約」といいます）は、貴学院が学生に対して授業及び指導等を行い、学生はこれに対してその対価を支払うことを主たる目的とするものと考えられますので、民法上の準委任契約またはこれに類似する無名契約に該当します。準委任契約は、当事者（学生）は原則としていつでも本件契約を解除することが認められており（民法656条、651条1項）、また、これに類似する無名契約であるとしても同様に、その性質上、学生がいつでも任意に本件契約を解除することが認められております。

また、本件契約は、事業者である貴法人が消費者である学生との間で締結する契約ですから、消費者契約法が適用される消費者契約です。

2 本件不返還条項について

貴学院の学生募集要項には「一度納入した学費の返金はいたしません。また、移籍（転科）による差額の返金はできません。」との規定（以下「本件不返還条項」といいます）があります。

本件不返還条項は、学生が貴法人との本件契約を解除した場合、貴法人が学生から受領済みの学費を返金しない旨を規定しているものですので、本件契約の解除に伴う損害

賠償の額を予定し又は違約金を定める条項であると考えられます。

消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項は、それらを合算した額が「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は、消費者契約法により無効となります（消費者契約法9条1号）。

学費の納入について、貴学院の「学生募集要項」及び「学費表」によれば、入学手続時に、入学金及び年間授業料（及び維持費）を支払うことと規定されていますが（ただし、入学金については入学金割引特典があり、また、学費分納（入学時と7月2日までの2回）ができる）、学費の返金については、「学費返金制度」に記載された3月31日までに入学辞退を申し出た場合等の一部の場合を除き、上記のとおり「一度納入した学費の返金はいたしません。また、移籍（転科）による差額学費の返金はできません。」と規定しており、解除の時期にかかわらず、一切の学費の返還がない旨定められています。

しかし、入学後比較的早期であれば、退学や移籍が生じても、残余の受講期間の授業料（及び維持費）全額に及ぶほどの平均的損害が貴法人に生ずることはないことは明らかです。

また、貴学院の設置している各科では、随時入学（本課程についても、貴学院の2021年度「学費表」によれば4月以降も複数の月での入学）を募集し、入学時期に応じた授業料を徴収していますので、本件契約解除により貴法人が何らかの影響を受けることがあるとしても、契約を解除しようとする学生から、未実施分を含めた授業料（及び維持費）の全額を貴法人が違約金として没収することに合理性はありません。

従って、本件不返還条項は、消費者契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えて損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項であると言わざるを得ませんので、消費者契約法9条1項により無効な条項です。

以上